

第1節 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）

1-1 温室効果ガスの排出削減

温暖化の影響に対する適応

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、最新の報告書「第4次評価報告書」において「温暖化には疑う余地がない」と断定しました。大気や海洋の世界平均温度の上昇、北極の氷及び山岳氷河などの広範囲にわたる減少、世界平均海面水位の上昇等が観測され、今や地球が温暖化していることは明らかだとしています。温暖化に対して私たちがとるべき主な対応策は、「温暖化防止」と呼ばれている「緩和」と、温暖化の影響に対応した人間社会の調整の「適応」です。

県内の気象についても、平均気温の上昇や、真夏日、熱帯夜が増加する傾向がみられています。気候変動による影響は、県民の暮らしにおいて、安全、健康、経済的な豊かさ、快適、文化や歴史など、さまざまな側面に及び、一人ひとりの生活と密接に関わります。このような影響から、人命、健康、利便性や快適さ等を守り、暮らしにおける安全・安心を確保するためには、起こりうる被害を和らげたり、予防的に早くから対処したりするといった「適応」を考えていく必要があります。

県では、今後、効果的で効率的な適応策を促進するため、現状の把握と将来における影響の推定を実施し、必要な対策の選択や推進に努めます。

総合的な温暖化対策の推進

県内における二酸化炭素の排出量の約6割を占める産業部門においては、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度により、排出量の削減に努めてきましたが、北勢地域を中心とした産業の集積等により、1990年度に比べて2009年度は1.0%増加しており、今後とも自主的な取組の促進が求められています。

また、オフィス、店舗等から排出される二酸化炭素は、県全体の約10%に止まっていますが、増加率で見ると1990年度に比べて2009年度は78.3%と、非常に高い伸びを示しており、効果的な対策が急がれています。加えて、持続可能な発展のためには、昨今のエネルギーに関する問題を克服する必要があり、事業活動や日常生活の

あり方の見直しが求められています。

こうした背景のもと、県民、事業者、行政等のさまざまな主体が、事業活動や日常生活のあらゆる場面において自らの役割を果たしながら、個々にあるいは連携して、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいく必要となっています。このため、県では、総合的な観点から地球温暖化対策を推進するための新たな条例の制定に向けた取組を行っています。

(1) 産業部門における対策の推進

エネルギー使用量が一定規模以上の工場・事業場を対象として計画書の提出及び実績の報告を求め公表する地球温暖化対策計画書制度により自主的な取組を促進していきます。新たに、計画書及び実績報告書の内容を評価・公表する制度を導入し、二酸化炭素排出量がより少ない設備への更新や再生可能エネルギーの導入などの事業者の自主的な削減取組を促進します。

(2) 運輸部門における対策の推進

自動車の運転に伴い排出されるCO₂を削減するため、事業所に対しエコドライブの普及・啓発を進めます。

(3) 民生部門における対策の推進

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三重県地球温暖化防止活動推進センター」において、市町や事業者、環境活動団体、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、地球温暖化防止の普及・啓発活動を行います。

イ 市町等における地球温暖化対策実行計画の策定促進

実行計画未策定の市町等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、計画策定を働きかけます。

ウ 地球温暖化防止絵画等の募集

地球温暖化防止の普及・啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関するポスター等を募集します。

(4) その他

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

また、パンフレット、ホームページ等でフロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

(5) 地域における省エネルギーの取組促進

三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員を活用しながら、家庭における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を普及啓発します。

1-2 森林吸収源の整備

(1) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

1-3 新エネルギーの導入

(1) 県施設への率先導入

県民への新エネルギー普及啓発を行うため、「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、住民等が訪れる機会の多い県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を進めます。

(2) 新エネルギーの導入支援

事業所等への新エネルギー導入が進むよう支援するとともに、その設置者が地域での普及啓発を担うような、設備導入と啓発が一体となった取組を進めます。

新エネルギー普及促進事業

事業者や個人が実施する小規模な新エネルギーの導入に対し、普及啓発活動等の実施を条件として、その経費の一部を補助します。

また、大規模な新エネルギー施設の立地に合わせ、その施設を活用した地域貢献施設の整備や地域コミュニティ単位で地域エネルギーの創出を促進するため、地域の資源を活用した先進的かつモデル的な事業の実施を前提として行う可能性調査などに係る経費の一部を補助します。

(3) 普及啓発活動

ア セミナー等の開催

新エネルギーへの関心を喚起し、新エネルギーの特性や導入の必要性、導入の方法等に関する知識を広く県内に浸透させるために、地球温暖化対策や省エネルギーなどの関連施策と連携しながら、セミナーや新エネルギー教室など、普及啓発に取り組みます。

イ 市町との連携

市町において新エネルギー導入や住民への普及啓発活動に取り組むよう連携して取り組みます。

ウ 住民、事業者等による普及啓発活動の推進

「三重県新エネサポーター制度」を活用し、住民や事業者等による新エネルギーの普及啓発活動への取組を推進します。

(4) 木質バイオマスの安定供給性の構築

木質バイオマスの発電等への利用を進めるためには、先ず、原料となる未利用間伐材の安定供給体制を構築することが必要です。

このため、森林組合、素材生産業者、林家、市町、県などで構成する県内9地域の「地域林業活性化協議会」に、木質バイオマス推進員を設置するとともに、木質チップ原料を供給する事業者に対して、搬出機械等の導入や新規雇用などを支援することとしています。

さらに、東紀州地域では、新たな木質バイオマス供給拠点づくりのため搬出事業者や運搬事業者に対して、収集・運搬機械等の整備や流通支援を実施します。

また、県内の新たな木質バイオマス発電等の事業化に向けて支援していきます。

(5) 農業用水を活用した小水力発電の導入

農村地域において、農業用水等を利用した小水力発電等の整備の促進を図り、農業用施設での発電電力使用による地域活性化、自力分散型電源確保に寄与することにより、農村の生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安心・安全な農山漁村づくりを進めます。

平成24年度は、津市内の農業用施設において、流量、落差及び通水日数等の条件に応じたモデルプランの検討を行い、発電電力等の検討を行います。

(6) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町で製造されたごみ固形燃料（RDF）の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）の安全安定運転を継続していきます。

2 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

2-1 ごみゼロ社会の実現

(1) ごみゼロ社会実現プランの推進

20年後（平成37年）の「ごみゼロ社会」の実現をめざして、住民、事業者、市町等の幅広い参画のもと、平成17（2005）年3月に策定（平成23（2011）年3月改定）した「ごみゼロ社会実現プラン」の普及・啓発を積極的に行います。

また、プランに掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするため、これまで実施してきたごみの減量化に関するモデル事業の成果検証などを行うことにより、県全域での展開に向けた取組を推進します。

(2) リサイクル製品の利用促進

認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、的確に審査・事後確認などを実施します。

(3) 容器包装リサイクルの促進

三重県第6期分別収集促進計画に基づき、市町等の第6期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

(4) 使用済自動車等の適正処理

ア 関連業者の許可及び登録

解体・破砕業者に関する許可及び使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録事務を的確に行うとともに、これら事業者の名簿を公開し、当該名簿の問合せに対して迅速に対応できる体制をとります。

イ 対象業者等に対する啓発及び指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に法の内容を周知するとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(5) RDF処理の安全性・安定性の確保

廃棄物処理の信頼を確保するため、今後も、RDF製造施設や利用施設の安全・安心を確保した上で、市町による一般廃棄物の適正処理に努めます。

2-2 産業廃棄物の3Rの推進

(1) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物の抑制やリサイクル等に係る研究開発・機器整備に対して補助を行うことにより、県内の産業廃棄物の抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図ります。

(2) グリーン購入の取組促進

- ・「みえ・グリーン購入倶楽部」と連携し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集及び発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築をめざします。
- ・東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンを実施し、グリーン購入の普及と定着を図ります。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援します。

(4) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(5) 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥のより一層の有効利用を推進します。

(6) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥の一層の有効利用に取り組みます。

(7) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成 23 (2011) 年度に引き続き、実態調査、巡回指導、資料の作成・配布、研修会を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

表 4-1-1 環境保全型畜産の支援制度

| 区分 | 制度名 | 所轄官庁名 |
|----------------|---------------------------------|-----------------|
| 家畜ふん尿処理整備に係る補助 | 産地活性化総合対策事業 (地域バイオマス支援地区) | 農林水産省 |
| 融資制度 | 農業近代化資金 日本政策金融公庫資金 農業改良資金 | 農協 日本政策金融公庫等 |
| リース事業 | 畜産環境整備リース事業 堆肥調整・保管施設リース事業 | (財)畜産環境整備機構 |

2-3 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正な審査を実施するとともに、優良産廃処理業者認定制度の的確な運用や(3)以下の取組等により、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生量や処理の状況、処理施設の稼働状況等の実態を把握し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を廃棄物処理計画に基づき効率的・効果的に推進します。

(2) 電子マニフェストの利用促進

従来から、産業廃棄物の処理の委託にあたっては、排出事業者が発行する複写式の産業廃棄物管理票(いわゆる紙マニフェスト)により、廃棄物の適正な処理の確保が行われていますが、マニフェストの偽造等がされやすく不適正処理が懸念されています。

電子マニフェストシステムは国の指定機関により運営されており、透明性と法令遵守が確保されるものとなっていますので、事業者の利用が進め

ば、廃棄物の適正処理がさらに促進されることが期待されます。電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが、システムに加入している必要がありますので、県では処理業者はもとより、より多くの排出事業者の加入促進に向けて取組を進めます。

(3) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

(財)三重県環境保全事業団が廃棄物処理センターの指定を受け、企業活動により生じる廃棄物や災害廃棄物を適正処理するための公的関与による管理型最終処分場の整備を進めます。また、中間処理施設として市町の焼却残さや企業の産業廃棄物を広域的に処理している溶融処理事業については、平成 23 (2011) 年度から休止しています。

表 4-1-2 最終処分場の計画内容

| 項目 | 許可内容 |
|----------------|--|
| 処分場方式 | 管理型処分場 |
| 処理対象廃棄物(産業廃棄物) | 汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず類、鋳さい、がれき類、燃えがら、ばいじん、ゴムくず、金属くず、動物性残土、木くず、紙くず、繊維くず、令13号廃棄物 |
| 処分場総面積 | 28.5ha |
| 埋立総容量 | 1,683,500m ³ |

(4) PCB廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル(PCB)が含まれるトランスやコンデンサなどのPCB廃棄物は、長期間の保管における紛失など、環境への影響が懸念されていることから、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管事業者は平成 28 (2016) 年 7 月までに PCB 廃棄物を適切に処分することが義務づけられました。これらを処理する拠点的広域処理施設として日本環境安全事業株式会社豊田事業所が設置されています。

「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により、処理期限までに PCB 廃棄物が確実かつ適正に処分されるよう指導を行います。

(5) 事業者等の自主的な情報公開の促進

産業廃棄物を多量に排出する事業者が、その発生・排出抑制及びリサイクルに関する適正管理計

画等を策定していることから、これに基づいて多量排出事業者等への発生・排出抑制やリサイクル向上を促進していきます。

2-4 監視強化と不適正処理に対する是正の推進

(1) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との合同路上検査、スカイパトロール、監視カメラ等を活用し、より間隙のない監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、市町と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して市町職員に立入検査権限を付与するとともに、県内自主活動団体（3団体）に、不法投棄監視パトロールを支援する腕章等の支援資材を提供し、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げるための支援活動を行っています。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不適正事案等に対する告発を行います。

(2) 不適正処理の是正

生活環境保全上の支障等があり、原因者により支障等の除去措置を講じられない事案については、必要な範囲で県が原因者に代わって措置を講じます（行政代執行）。現在、行政代執行中の桑名市五反田の事案、四日市市内山町の事案、及び鈴鹿市稲生町の事案については、行政代執行を継続します。

また、四日市市大矢知・平津町の事案、及び桑名市源十郎新田の事案についても、行政代執行を実施せざるをえない状況にあり、着手の準備を進めます。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、規制対象工場への立入検査を実施する等により、引き続き

監視・指導していきます。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

ウ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

ア 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 光化学オキシダント予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

(3) 重金属等の有害化学物質への対応 有害大気汚染物質の監視

大気中の有害化学物質（21の優先取組物質）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き調査します。また、有害化学物質の使用事業者に対し、排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。

(4) 新たな有害化学物質への対応

ダイオキシン類等の環境調査の実施

県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌等の各地点で定期的なモニタリングを行います。

3-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

国が平成23（2011）年3月に示した総量削減基本方針に基づき、新たな三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画を策定します。

4章 1節

◀ 環境への負荷が少くない
持続可能な社会づくり

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、新しい三重県総量削減計画に基づく進行管理調査等を実施します。

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車 NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を使用している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、県内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協同して補助します。

(5) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(6) 交通情報提供システム（AMIS）の整備

情報収集提供装置（光ビーコン）を利用し、光ビーコン対応のカーナビゲーションシステムに交通情報を提供していきます。交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っていきます。

(7) 交通管制システムの拡充整備

交通管制システム中央装置（上位装置）及び四日市サブセンター、亀山サブセンターにある中央装置（下位装置）の更新整備を推進しています。また、交通管制センターにある交通状況表示板の更新整備も推進しています。

(8) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を行うとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器の導入を進めることにより交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

(9) 公共交通の利用促進

バスや地方鉄道等の公共交通の利用促進を図るため、国や市町、関係団体、交通事業者、住民と連携・協力して、啓発活動や情報提供等に取り組みます。

3-3 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

平成24年4月1日から、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規制地域・規制基準等を指定する権限が、各市に移譲されることを受け、各市が行う地域の指定について、助言を行います。

(2) 都市生活騒音対策

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価については、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価により行うこととされていますが、平成24年度より市の区域についての評価は市が行うことになったことから、各市と連携して評価を行い、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

悪臭の防止

(4) 工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対して、市町と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

(5) 規制地域の拡大

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規

制の導入について、市に対し助言を行うとともに、町と連携を図っていきます。

(6) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成 23 (2011) 年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を行い、適正なふん尿処理についての指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することにより、水質の状況や経年変化を把握し、水質汚濁の防止、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 環境基準類型の指定・見直し

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められており、当該水域における水道水源や水産養殖での利用、水生生物の保全の必要性等をふまえ、環境基準の類型を指定することにより水質汚濁の防止を図っています。また、環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、環境基準の達成状況、汚濁源の状況変化等から、より上位の環境基準類型への見直しが適当である水域については、適宜環境基準類型の見直しを行うことでさらなる水質改善を図ります。

水生生物の保全に係る水質保全基準の水域類型についても、現地調査結果を踏まえてあてはめを行うこととしています。

(3) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の立入検査等を実施することにより、排水基準の遵守、排水処理施設の適切な維持管理等を徹底し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ります。

(4) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成 23 (2011) 年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての指導とともに、適正なふん尿処理についての改善指導を行います。

4-2 伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生

(1) 水質総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量を指定項目とした、第7次水質総量規制により、引き続き平成 26 年度の目標達成に向け、工場・事業場に対し、汚濁負荷量の削減について指導監督を行います。

(2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）等との連携協力により、調査研究、啓発活動等を実施します。

(3) 伊勢湾の再生

国と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」に基づき、県民、NPO、大学等の研究機関など、さまざまな主体との連携により、広域的な環境保全活動の推進や水質に係る調査・研究等に取り組んでいきます。

また、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、美しい海岸を保全するため、森・川・海のつながりを大切にした海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を進めます。

4-3 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

下水道、集落排水施設、浄化槽等の関係部局が連携し、生活排水処理アクションプログラムに基づき、効率的、効果的な生活排水処理施設の整備推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

ア 浄化槽の設置促進

平成 24 (2012) 年度は、24 市町を対象に約 3600 基の整備に対する補助を行い、生活排水による公共用水域への汚濁負荷を削減する計画です。

イ 浄化槽市町村整備事業の推進

市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、平成 24 (2012) 年度は

松阪市・伊賀市・多気町・大台町・南伊勢町・紀宝町において実施されます。整備に係る県補助は高度処理型浄化槽であることを要件としており、地方債償還のための基金造成に対し補助を行います。

ウ 高度処理型浄化槽の設置促進

伊勢湾等の富栄養化対策を推進するため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

ア 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組を進めます。

イ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、引き続き浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

また、指定検査機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町及び浄化槽関係業界が協力して対策を行っていきます。

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

(ウ) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地盤沈下の調査研究及び地下水採取量の把握をします。

イ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の耐震化工事や配水管の布設替工事を実施します。

また、企業誘致担当部局等とも連携し、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていきます。

ウ 地盤沈下による災害の防止または復旧

地盤沈下による湛水災害及び被害の防止及び河川管理施設の機能の復旧に資する事業として引き続き次の事業を実施します。

表4-1-3 地盤沈下対策関連事業

| | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業) | 員弁川、朝明川 |
| その他関連事業 湛水防除事業 | 長島中部地区、木曾岬地区 大鳥居地区、源緑輪中地区 |

4-4 土壌・地下水汚染対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

平成22(2010)年4月に施行された改正土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出があったものについて、適正な措置を指導するとともに、人への健康被害のおそれがあるものについて、周辺環境の調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

地下水及び土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の地下水及び一般土壌の環境調査を実施します。

(3) 地盤沈下対策

ア 地盤沈下対策の推進

(ア) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

(イ) 地盤沈下の観測・調査